

中部大学 ガバナンス・コード

学校法人中部大学

2024 年 4 月 1 日

目 次

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重……………	1
1－1 建学の精神	
1－2 教育と研究の目的	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）……………	6
2－1 理事会	
2－2 理事	
2－3 監事	
2－4 評議員会	
2－5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）……………	10
3－1 学長	
3－2 教授会・研究科委員会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）……………	11
4－1 学生に対して	
4－2 教職員等に対して	
4－3 社会に対して	
4－4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）……………	14
5－1 情報公開の充実	

学校法人中部大学（以下、「本法人」という。）中部大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神「不言実行、あてになる人間」の実現に向けて、将来目指すべき「学園ビジョン」を掲げ、少子化時代の高等教育をリードするわが国の中核拠点に相応しい私立大学として、ガバナンスを強化し、法令遵守するとともに、自立した運営基盤の確立を目指していきます。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

わが国の大学数の約8割を占める私立大学は、学校教育という高い公共性を有する公教育を担う機関として、わが国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の成長と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献してきました。私立大学を設置する学校法人の存在意義は、「建学の精神」にあり、自主・自律を基本とします。したがって、学校法人内で運営上の諸課題が生じた場合、自らの手で解決するのが原則であり、今後も社会の信頼を得て、その役割を果たし続けるとともに、学生が安心して学べる環境を整備していかねばなりません。

1-1 建学の精神

（1）建学の精神・基本理念

建学の精神「不言実行、あてになる人間」を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果をあげ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献します。

（2）使命

① 教育上の使命

豊かな教養とともに自立心と公益心をもち、広く国際的視野から物事を考え、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を世に送り出します。

② 研究上の使命

社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献します。

③ 社会貢献上の使命

さまざまな社会的活動に参画し、大学が保有する知的・物的資源を活用することによって、地域を中心とする社会の福利向上と発展に貢献します。

1-2 教育と研究の目的

（1）建学の精神・基本理念・使命に基づく教育目的等

① 学部教育の目的

本学の教育上の使命に沿い、それぞれの専門分野の基本的な考え方・知識・スキル

とそれらを実社会で活用する能力、そして自ら学び続ける能力を身に付けた、専門職業人／有識社会人となる人間を世に送り出します。

② 各学部の研究教育上の目的

1) 工学部

個の人間形成に必要な教養、時代を超えた普遍的な幅広い基礎知識、専門知識と実務知識並びにその応用力を自ら学ぶことによって修得し、発想を現実のものにするための複眼的な論理的思考法を訓練することにより、地域社会を中心にして、日本さらには国際社会において、状況の変化や時代の要請に応じて柔軟に対応して活躍できる能力を身に付け、開拓者精神に満ちた健全な技術者（教育者、研究者を含む。）を育成することを目的としています。

2) 経営情報学部

豊かな教養、自立心と公益心とともに、企業経営と情報技術に関する基本的な考え方・知識・スキルとそれらを実社会で活用する能力、自ら学び続ける能力を身に付け、広く国際的視野から物事を考え実行する専門職業人／有識社会人となる有為の人間を育成することを目的としています。

3) 国際関係学部

社会科学並びに人文科学の立場から、国際関係・国際文化の動向・諸要因を政治・経済・社会・文化等の諸分野について総合的・包括的、グローバルかつローカルな視点から考察し、国際化する社会のさまざまな現場で、実際に活躍できる有為の人間を育成することを目的としています。

4) 人文学部

人間の言語、心理、社会・文化、歴史などの事象や活動を対象とする最先端の研究成果を提供し、教育の課程を通じて、学生の自発性や独創性を促し、豊かな教養をもった品位ある人格を育成することを目的としています。

5) 応用生物学部

現代の生物科学の爆発的な発展の状況を受け、21 世紀のバイオ産業すなわち生物の機能を応用して人間生活に有用な物質生産や自然環境保全及び食育環境の向上を目的とする産業及び民政部門で活躍する職業人を育成することを目的としています。

6) 生命健康科学部

生活習慣病の拡大や感染症の増加など 21 世紀型の健康・医療に関する諸課題に対して、豊かな人間性とともに医学と生命科学の基礎を修得し、十分なバイオ・創薬・医用工学技術あるいは保健・看護学を基盤とした専門的技術を身に付けて、学際的な新たな立場で対応できる有能な人間を育成することを通じて社会に貢献することを目的としています。

7) 現代教育学部

次世代教育、特に、家庭、学校、地域社会における教育の重要性を基本とし、次代を担う乳幼児、児童生徒の健全な育成を中心的課題として広く教育研究を行い、もって人格形成基盤を体系的に支援することができる優れた教育者、保育者を養成し、社会の期待と発展に寄与することを目的としています。

8) 理工学部

理学と工学を融合した教育・研究を展開、推進し、数学、自然科学の基礎、時代の先端の科学技術を身につけ、新しい産業と科学技術を創出し、持続的に発展できる社会の構築に貢献する科学技術者を育成することを目的としています。

③ 大学院教育の目的

本学の教育上の使命に沿い、それぞれの学術領域における高度の学識・技術／方法と、それらを実社会で効果的に活用し一層発展させる創意・工夫能力を身に付け、指導的な専門職業人／有識社会人及び教育者、研究者となる人間を世に送り出します。

④ 各研究科の教育研究上の目的

1) 工学研究科

人間形成に必要な教養、普遍的な幅広い基礎知識、専門知識並びにその応用力を修得し、時代の要請に応え、さらに時代を先取りする工学的技術開発とそれを支える基礎学理の教育研究を行って、発想を具現化するための複眼的な論理思考法を訓練します。それにより、地域社会から国際社会において幅広く柔軟に活躍できる能力を身に付け、開拓者精神が旺盛で健全な技術者の育成を行い、有能な人間の育成と研究成果を通じて社会に貢献することを目的としています。

博士前期課程では、技術・研究開発においてプロジェクトをリードし、工学的技術とその基礎学理を維持発展させる能力のある高度な技術者の育成を主目的としています。

博士後期課程では、技術・研究開発において新しい知見を見出し、新たな工学的技術とその基礎学理を創造的に発展させる能力のある最高度の技術者、研究者及び教育者の育成を目的としています。

2) 経営情報学研究科

経営学・会計学・情報科学及び関連諸専門領域における研究活動とともに、これらの専門領域にまたがる学際的な研究活動を展開します。そして、それらの研究成果を社会に提供するとともに、豊かな教養、自立心、公益意識をもち、広く国際的視野から物事を考え、上記の専門領域に関わる高度の学識・技術を身に付けた専門職業人及び教育者、研究者となる人間を育成することを通じて社会に貢献します。

博士課程前期（修士課程）では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関する学識・技術を身に付けた専門職業人の育成に主眼を置いています。

博士課程後期では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関

する高度の学識・技術を身に付け、社会に役立つ新たな知の創造を実現する教育者、研究者となる人間の育成に主眼を置いています。

3) 国際人間学研究科

人文系諸科学と社会系諸科学に架橋して、人間と文化、民族と国家の研究のフロンティアを拡大し、グローバルな諸問題に挑戦できる知的創造的研究及びさまざまな現場から広く社会貢献を目指した実践的研究ができる人間を育成し、研究成果を通して社会に貢献することを目的としています。

博士前期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際競争力を有する高度専門職業人・知識人を育成します。

博士後期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際的指導力を有する教育研究者・知識人を育成します。

4) 応用生物学研究科

バイオサイエンス・バイオテクノロジーを基盤とする複合的な学術領域における教育研究を行い、有能な人間の育成及び研究を通じて社会に貢献することを目的としています。

博士前期課程においては、特に先端科学技術を実験・演習を通じて教育し、もって応用生物学分野とりわけ生命分子化学、環境生物学並びに食品科学を基盤とした高度の専門職業人を育成することを主目的としています。

博士後期課程においては、「生命・食・環境」の分野で最先端領域の研究実践を通じて指導的な教育研究者、最高度の技術者・開発技術者を育成することを目的としています。

5) 生命健康科学研究科

生命科学に立脚して人間の健康を、保健・衛生学、医学、看護学、医療技術学、工学、農学、理学、薬学の学識・技術を集学的に組み入れて、特に 21 世紀型の疾患に対する「予防」と「QOL 向上」に焦点を絞って追求することを教育研究の基本理念とし、この基本理念のもとで課題の解決に当たる総合力豊かな実践的な教育・研究・技術者／高度専門職業人及び医療人を育成することを目的としています。

博士前期課程（修士課程）では、予防の視点を踏まえた高い専門性と総合性を備えた高度専門職業人の育成を主目的としています。

博士後期課程では、現代病の予防の実現を目指す教育・研究者の育成を目的としています。

6) 教育学研究科

教育学・保育学、教育心理学、教科教育学を基盤とする複合的な学術領域における次世代教育等の教育研究を行うことを基本理念とし、主に青年期までの人格形成の基盤を体系的に支援することのできる高度な専門的知識と能力を持つ保育者・教育者・研究者などの高度専門職業人を育成することを目的としています。

(2) 中期的（原則として5年以上）な実行計画の策定と実現に必要な取組について

- ① 「学園ビジョン」を踏まえた堅実な経営を行うために、社会情勢の変化の予測に基づく適切な計画を検討・策定します。また、法定の認証評価にも対応できるよう、本学の置かれた状況や重点課題など絶えず注視します。
- ② 中期的な計画の進捗状況、裏付けとなる財務状況については、毎年度、理事会をはじめとする経営諸会議で進捗状況を把握し、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 中期的な計画を絵に描いた餅にしないよう、外部理事、評議員、教職員はもちろん、在学生をはじめその保護者、卒業生、地域の自治体や産業界など、多様なステークホルダーから意見聴取し、本学のブランド力の引き上げを図ります。
- ④ 実質的な計画策定のために、外部理事を含めた学園の執行部や、管理職又は将来マネジメント層を担う中堅職員の経営にかかる計数分析力・把握力を高めていきます。
- ⑤ 「教職協働」の観点から、事務職員が積極的に大学運営に参画することが課題と捉え、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上、人事評価に応じた処遇、キャリアパスの構築等についてより組織的・計画的に実行していきます。
- ⑥ 社会の不確実性が高い状況においても全構成員が「学園ビジョン」を共有できるよう、学園執行部と教学組織との連結、トップダウンとボトムアップの融合など政策の浸透を推進して、全学一致の体制づくりを目指します。
- ⑦ 中期的な計画に盛り込む内容例
 - (ア) 建学の精神に基づく基本方針（学園ビジョン）
 - (イ) 教育の充実方策 (ウ) 学生の募集力強化（ブランド化）
 - (エ) 学生支援 (オ) 戦略的な研究力の強化 (カ) 社会連携の推進
 - (キ) 運営基盤強化 (ク) 計画実現のためのPDCA体制（進捗管理）

(3) 本学の社会的責任

- ① 大学全体で地球環境の負荷軽減（SDGs・ESD活動）に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、学生の課題発見・課題解決能力（人間力）を涵養し、社会が直面する諸問題の解決に貢献する人材育成を目指します。
- ② 法令及び社会のルールを遵守し、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図ります。
- ③ 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性を念頭に学校法人経営を進めます。
- ④ 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（2015年

2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。

- ⑤ 個人の人権を尊重し、教育、研究、労働環境の維持に努め、ハラスメントを防止するための施策を講じます。
- ⑥ 不正な研究、反社会的な研究、研究費の不正使用を防止し、研究を通じて社会に貢献することを目指します。
- ⑦ 地域社会の一員として共生できるよう、近隣地域と密接な連携関係を構築し、地域に貢献していきます。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。したがって、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

（1）理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、理事会機能の実質化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会における法定の極めて重要な審議事項はじめ、予算、事業計画、中期計画、借入金や財産の処分、役員に対する報酬の支給基準、予算外の新たな義務の負担や権利の放棄、収益事業の重要事項、寄附金品の募集など、法人の経営や運営に関する重要案件を都度精査し、審議の実質化に努めます。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合及びその職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。

② 理事長を補佐して日常の学園運営業務を処理する理事として、副理事長を置き、本法人の業務を分掌することができます。副理事長の任免は、寄附行為に基づき理事会が行います。

③ 理事長は、学内理事のうちから理事会の承認を得て、常勤理事を指名することができます。常勤理事は、各々担当業務を分担します。

④ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に定めます。

⑤ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。

⑥ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑦ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑧ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

（2）総長の役割

総長は、学園学事の重要事項を総括します。総長は、新しい企画や「学園ビジョン」の実行計画の推進など学園の一体的な運営に資する本法人独自の役職であり、任命は、学校法人中部大学管理運営規則に基づき理事会が行います。

（３）教職員の身分を兼ねる理事の役割

- ① 教職員の身分を兼ねる理事は、本法人で培った知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員の身分を保持して理事となる者は、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

（４）外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、様々な分野で活躍中の有識者から選任し、理事会において総合的かつ客観的に整理分析し幅広く提言や意見を述べ、理事会の議論深化に大きく寄与することで、理事会の意思決定機能を強化します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

（５）理事への情報提供の充実

全理事（外部理事を含む）に対し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果的な情報提供に努めます。

2-3 監事

（１）監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査に関する諸規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

（２）監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2人以上3人以内置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人中部大学監事監査規程を制定しています。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人中部大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄

- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑪ その他、本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 本法人の職員で理事会において選任した者
 - イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者
 - ウ 学識経験者、功労者の中から、理事会において選任した者
- ③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

(2) 評議員への適切な情報提供とサポート体制の充実

本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報提供を適切に行い、評議員会開催の事前・事後のサポート体制を構築します。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任命は、中部大学長選考規程に基づき、推薦された学長候補者について理事会が行います。学校法人中部大学管理運営規則において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、中部大学学則第1条に掲げる「教育基本法並びに建学の精神にのっとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力をもつ有為な人材を育成し、もって人類・社会の発展と学術・文化の進展に寄与する」という目的及び中部大学大学院学則第1条に掲げる「学部教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長を補佐する体制（副学長・学部長・研究科長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人中部大学管理運営規則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。
- ② 学部長・研究科長の役割については、学校法人中部大学管理運営規則において「学部長・研究科長は、学部・研究科に関する校務をつかさどる。」としています。

3-2 教授会・研究科委員会

(1) 教授会・研究科委員会の役割（学長と教授会・研究科委員会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会・研究科委員会を設置しています。審議する事項については中部大学学則及び中部大学大学院学則に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会・研究科委員会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会・研究科委員会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダ

一（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4－1 学生に対して

（１）学生の学びの基礎単位である学部学科及び専攻においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業及び修了に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部学科及び専攻ごとの３つの方針（ポリシー）

ア 卒業・修了の認定及び学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4－2 教職員等に対して

（１）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・基本理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組を推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 学内理事は、理事長から任された担当業務について執行し、同時にそれらに関するコンプライアンス体制を整備し運用する法的責任について理解し適切に対応します。

イ 監事は毎年度策定する監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア ３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組を推進するため、「魅力ある授業づくり」をFD活動の重点目標と定め、目標達成に向け、様々なプログラムを実施します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推

進組織を整備し、年次計画に基づき取組を推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教職員等はその専門性と資質の向上のための取組を推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4－3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

2004 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。

⑤ 環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4－4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

- ア 大規模災害
- イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 健康障害を防止するための対策に取り組みます。

（２）法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第５章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

５－１ 情報公開の充実

（１）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条の 2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定又は一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

- ① 教育・研究に資する情報公表
 - ア 大学の教育研究上の目的
 - イ 卒業・修了の認定及び学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- ウ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 本法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

（３）情報公開の工夫等

- ① 上記（１）及び（２）の本法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、学生便覧、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

以上

中部大学 ガバナンス・コード

制定日 2022 年 4 月 1 日

更新日 2023 年 4 月 1 日

2024 年 4 月 1 日